

建物の所有者・管理者の皆様へ

## あなたの建物のエレベーターは、平成21年9月以降に設置されたものですか？

平成21年9月より前に設置されたエレベーターにも  
「戸開走行保護装置」を取り付けましょう

### ◆戸開走行保護装置とは

エレベーターのドアが開いたまま走行したら、そのことを検知して直ちに緊急停止させる装置です。利用者が乗場のドアの枠とかごの間に挟まれる事故を防ぎ、利用者の安全を守ります。



平成18年6月に東京都港区の共同住宅で発生した高校生の死亡事故を受け、平成21年9月28日以降に設置するエレベーターには「戸開走行保護装置」の設置が義務付けられています。

一方、平成21年9月28日より前に設置されたエレベーターには、戸開走行保護装置の設置の義務はありませんが、既設エレベーターの安全性確保のために、戸開走行保護装置の積極的な取り付けをお願いいたします。

既設エレベーターへの取付けの可否、具体的な改修方法、改修期間、改修費用については、エレベーターの製造業者、保守点検業者にご相談ください。

### ◆安全マークの表示制度

エレベーターに「戸開走行保護装置」が設置されていることを利用者が認識できるよう、設置済みであることをマークで表示する任意の制度です。

本制度に関する詳細については、以下にお問合せください。  
一般社団法人建築性能基準推進協会  
電話:03-3513-7561 WEB: <http://www.seinokyo.jp/>



戸開走行保護装置設置済みマーク

### ◆エレベーターの安全対策に関するお問合せ先

千葉市都市局建築部建築指導課

電話:043-245-5838 FAX:043-245-5888

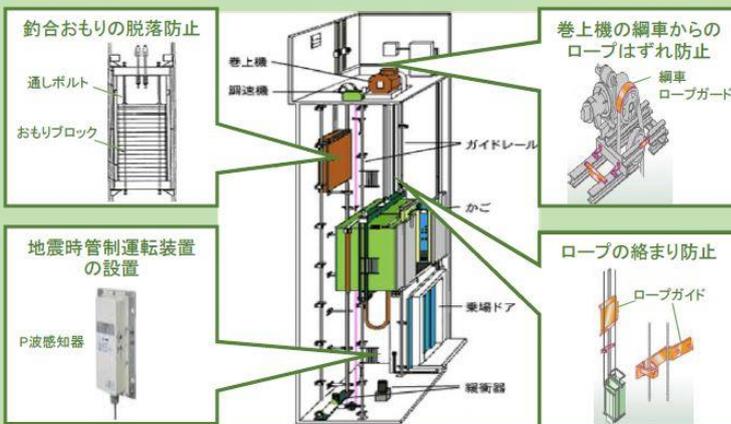
E-mail: [shido.URC@city.chiba.lg.jp](mailto:shido.URC@city.chiba.lg.jp)

# あなたの建物のエレベーターの地震対策は 大丈夫ですか？

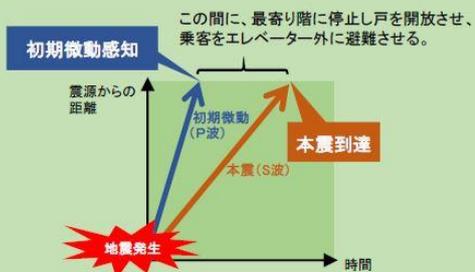
地震によるエレベーターの閉じ込めや故障のおそれを軽減するために、  
「エレベーターの地震対策」を実施しましょう

## ◆エレベーターの地震対策とは？

＜エレベーター各部の地震対策の例＞



「地震時管制運転装置」とは  
地震発生時の初期の微動（P波）を感知し、本震（S波）が到達する前に、かごを最寄りの階に停止し、戸を開放する装置で、利用者の閉じ込めを防ぎます。



平成17年の千葉県北西部地震や平成23年の東日本大震災等を受け、上記のようなエレベーターの地震対策を実施することが義務付けられています。義務付け以前に設置されたエレベーターには、対策実施の義務はありませんが、エレベーターの安全性確保のために、地震対策の積極的な実施をお願いいたします。

地震対策の具体的な改修方法、改修期間、改修費用等については、エレベーターの製造業者、保守点検業者にご相談ください。

## ◆安全マークの表示制度

エレベーターに「地震時管制運転装置」が設置されていることを利用者が認識できるよう、設置済みであることをマークで表示する任意の制度です。

本制度に関する詳細については、以下にお問合せください。  
一般社団法人建築性能基準推進協会  
電話: 03-3513-7561 WEB: <http://www.seinokyo.jp/>



戸開走行保護装置設置済みマーク

## ◆エレベーターの安全対策に関するお問合せ先

千葉市都市局建築部建築指導課

電話: 043-245-5838 FAX: 043-245-5888

E-mail: [shido.URC@city.chiba.lg.jp](mailto:shido.URC@city.chiba.lg.jp)